

(仮称) 宗谷岬風力発電事業 更新計画

環境影響評価準備書についての

意見の概要と事業者の見解

令和2年12月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 ...	4
別 紙.....	25

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 2 年 9 月 29 日 (火)

(2) 公告の方法

①日刊新聞等による公告 (別紙 1 参照)

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和 2 年 9 月 29 日 (火) 付 北海道新聞 (朝刊 27 面)
- ・ 令和 2 年 9 月 29 日 (火) 付 日刊宗谷 (朝刊 3 面)

②インターネットによるお知らせ

令和 2 年 9 月 29 日 (火) から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト (別紙 2 参照)
<https://www.eurus-energy.com/assessment/9946/>
- ・ 稚内市のホームページ (別紙 3 参照)
<https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kankyo/hozenshoene/soya.html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 稚内市役所環境水道部環境エネルギー課
- ・ 稚内市宗谷支所
- ・ 稚内市沼川支所
- ・ 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課

②図書館での縦覧

- ・ 稚内市立図書館

③インターネットの利用による縦覧

- ・ 株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト
<https://www.eurus-energy.com/assessment/9946/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和 2 年 9 月 29 日（火）から令和 2 年 10 月 28 日（水）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで（開庁時間に準じる）、稚内市立図書館
は休館日を除く午前 10 時から午後 8 時まで（土・日・祝祭日は午前 10 時から午後 6 時まで）

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、北海道、稚内市のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は 0 名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 30 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、環境影響評価準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1、別紙 2、別紙 3 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【会場①】

- ・ 開催日時：令和 2 年 10 月 21 日（水） 18 時～
- ・ 開催場所：稚内総合文化センター
- ・ 来場者数：9 名

【会場②】

- ・ 開催日時：令和 2 年 10 月 22 日（水） 15 時～
- ・ 開催場所：宗谷岬町内会館
- ・ 来場者数：0 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 2 年 9 月 29 日（火）から令和 2 年 11 月 11 日（水）まで

(郵送による意見書は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 4 参照）。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 3 通であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条及び第19条に基づく、環境影響評価準備書についての環境保全の見地からの提出意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

表 2-1 準備書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

(意見書 1)

No.	意見書	事業者の見解
1-1	<p>コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見はそれぞれが関連していることから集約・要約しないこと。</p>	<p>ご意見は原文のとおり記載いたしました。</p>
1-2	<p>1. 本準備書における「高所録音によるコウモリ類の調査」は8月中旬から10月中旬に実施され、音声の記録は全くなかったと述べている。本当に記録がなかったのかノイズも含めた録音ファイルの数を日毎に示すこと。</p>	<p>8月15日～10月17日の期間中、32例記録され、いずれの記録データも「Kaleidoscope Pro Analysis Software Wildlife Acoustics」ではNoiseと分類されました。日毎の内訳は、8/25に1例、9/8に1例、9/10に7例、9/12に5例、9/13に1例、9/17に7例、9/20に1例、9/21に1例、9/22に1例、9/26に5例、10/4に1例、10/7に1例となります。</p>
1-3	<p>2. 本準備書における「踏査によるバットディテクターの調査」では7月6-10日と8月15-19日に音声記録されている。</p> <p>当該地域における7月上旬の音声は周辺地域を含む範囲でコウモリ類の出産哺育が行われている可能性が示唆されるが、「高所録音によるコウモリ類の調査」は8月中旬から実施されているため、出産哺育期における事業地の状況が把握できていない。</p> <p>5月から8月中旬までの高所録音調査を追加して実施する必要がある。</p>	<p>風車の建設が予定される尾根上は通年風衝が強く、ササ草原が卓越し、コウモリ類の生息環境として若干厳しい条件であり、まずは気象が和らぐ7,8月の地上からのバットディテクターによる調査で生息地を把握し、高所録音調査は、育雛明け、移動個体も念頭に8月～10月の期間に調査を実施しました。</p>
1-4	<p>3. P917等の各影響予測において「なお、これまでに既設風力発電機において、コウモリ類の死骸は確認されていない」と記載されているが、「これまで」について、すべての調査年月日、各基の調査面積、各基の調査開始から終わりまでの時刻、調査人数を示すこと。</p>	<p>既設風力発電機（宗谷岬WF）は、平成17年12月より稼働しており、稼働5年目までは「調査員による月2回+保守点検作業員による月1回」、6年目以降は「保守点検作業員による月1回」の調査を定期的実施しており、このため、ご指摘の事項につきましては、データ量も多いため、改めて評価書においてその記載を検討します。</p>

No.	意見書	事業者の見解
1-5	4. 今後の事後調査については、新しい調査手法が開発される可能性があることから、調査実施前にコウモリ類の専門家と調査頻度、範囲、確認種の扱い（同定および死骸の保管方法）について協議を行う必要がある。	ご指摘を踏まえ、今後の事後調査において、新しい手法が開発された場合は、必要に応じて専門家等のご助言を仰ぎ、調査内容について協議を行います。
1-6	5. 評価書および事後調査報告書は、環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）において常時閲覧できる状態とすること。	評価書については環境影響評価法に則った縦覧に加え、環境省図書館に寄贈し継続的に閲覧できるように対応する予定です。報告書については環境影響評価法に則った縦覧を行います。

(意見書 2)

No.	意見書	事業者の見解
2-1	<p>■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者「ユーラスエナジーホールディングス」及び委託先「建設環境研究所」の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>ご意見は要約せず、全文を公開いたします。また、ご意見それぞれに回答し、順番の並び替えもいたしません。</p>
2-2	<p>■2. 見解には該当ページの記載内容を明記すること 住民意見に対する事業者の見解をみると、「第・・・章に記載しました」(P338)、「内容は本準備書「・・・」に記載したとおりです」(P340)といった回答が散見される。しかし、このような回答は、<u>アセス図書が縦覧期間をすぎれば、真偽を確認することができなくなる</u>ので「適切とは言えない」。よって、該当ページの内容を事業者見解に正確に引用し、さらに縦覧期間終了後の図書を『環境影響評価情報支援ネットワーク』に公開すること。</p>	<p>ご指摘をふまえ、評価書では適切に記載するようにいたします。 なお、評価書については、環境省図書館へ環境影響評価書を寄贈し、継続的に閲覧できるように対応する予定です。</p>
2-3	<p>■3. 本事業は風力発電事業だが、本準備書で風速とコウモリの活動量の相関を一切考察しない合理的理由は何か？</p>	<p>本事業の高所録音調査ではエコロケーションコールは確認されず、また、バットディテクターによる調査でも対象事業実施区域内での確認例は2例と少なかったことから、風速とコウモリの活動量の相関を考察できず、これらの調査結果及び風車の建設が予定される尾根上の立地環境や気象条件を踏まえると、コウモリ類の生息環境としては若干厳しい立地条件であると考えております。</p>
2-4	<p>■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？との住民意見に対し、事業者は「現時点では決定しておりません」と述べている。では、事業者は、「カットイン風速未満でフェザリングできない機種」を国内で何基使用しているのか。</p>	<p>採用する風車が確定していない状況であり、正確な仕様が不明のため「現時点では決定していない」という記載にさせていただきました。なお、弊社保有の風車は全てカットイン風速未満でフェザリングできます。</p>

No.	意見書	事業者の見解
2-5	<p>■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？との住民意見に対し、事業者は「現時点では決定しておりません」と述べている。では、事業者は、「カットイン風速を任意に変更できる機種」を国内で何基使用しているのか。</p>	<p>採用する風車が確定していない状況であり、正確な仕様が不明のため「現時点では決定していない」という記載にさせていただきました。なお、風車メーカーに依頼し承諾されれば、弊社保有の風車は全てカットインの風速を変更することは可能だと思います。</p>
2-6	<p>■6. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？との住民意見に対し、事業者は「現時点では決定しておりません」と述べている。では、事業者は、「カットイン風速以上の弱風時にフェザリングできない機種」を国内で何基使用しているのか。</p>	<p>採用する風車が確定していない状況であり、正確な仕様が不明のため「現時点では決定していない」という記載にさせていただきました。なお、弊社保有の風車は全てカットイン風速未満でフェザリングできます。</p>
2-7	<p>■7. 既存風車建設前のコウモリの生息状況が記載していない P917「バットディテクターにより対象事業実施区域内での反応はなかったこと、高所録音により同周波数帯のエコロケーションコールは確認されなかったこと、(中略)常時点滅とすることから、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予測される。(後略)」とある。 「対象事業実施区域外にコウモリがいる」にもかかわらず、「事業実施区域内にコウモリがいなくなった」のは、既存風車によりコウモリが死亡または逃避した結果ではないのか。まずは既存風車稼働前（平成17年以前）におけるコウモリ類の生息状況と、当時の影響予測の内容を丁寧に述べよ。</p>	<p>既設風車（宗谷岬 WF）の建設前の調査として、平成14年～15年にかけて鳥類を中心に現地調査を行っていましたが、コウモリ類に関しては文献調査のみに留まっている状況です。</p>
2-8	<p>■8. コウモリ類の死骸探索調査について 資-112には『稼働5年目までは「調査員による月2回＋保守点検作業員による月1回」の調査を定期的実施』、『6年目以降は「保守点検作業員による月1回」の調査を定期的実施』、「※これまでにコウモリ類の死骸は確認されていない（2020年9月7日現在）」とある。では、本事業地でこれまで行った死骸探索調査について、以下の質問に答えよ。 ① 風車1基あたりの調査半径を述べよ ② 「調査員」及び「保守点検作業員」について、コウモリ類の死骸の見落とし率（試験による結果）を述べよ。 ③ 「コウモリ類の死骸消失率」を述べよ。 ④ 風車1基1回あたりの調査時間を述べよ。 ⑤ 既設風車57基について、それぞれ「調査可能面積（調査範囲から、死骸の発見が困難な植生：樹林、低木林、水域、高茎草本等を除いた面積）」を述べよ。 なお①～⑤が回答できないのであれば、「これまでにコ</p>	<p>①風車を中心に1辺約60m（ローター直径）の正方形を基本範囲としておりますが、この範囲外でも死骸が確認された場合は随時記録しております。 ②コウモリ類の見落とし率に関する試験等は行っておりません。 ③コウモリ類の死骸消失率に関する調査はしておりません。 ④調査時間の記録は残っておりませんが、1基当たり10～20分程度です。 ⑤既設風車57基のうち、10基は周辺が植林地ですが、タワー基部は管理用に低茎草が広がっております。47基については、周辺を含めて牧草が発達し、一部で部分的にササ草原が分布している状況です。</p>

No.	意見書	事業者の見解
	ウモリ類の死骸は確認されていない」とした事業者の主張は信用できない。	
2-9	<p>■9. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の死骸探索調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.</p>	コウモリ類を含む事後調査については、調査、予測評価結果を踏まえて、専門家の助言等を参考にその計画を検討致しました。
2-10	■10. P413「コウモリの音声は録音できなかった」とあるが、「高所録音調査」の期間中に、録音機器の不具合による欠測期間があったのか？	logを確認する限り、欠測期間はなかったと考えております。
2-11	■11. P413「コウモリの音声は録音できなかった」とあるが、「高所録音調査」の期間中63日間のうちに、雨天の日は何日間あったのか？	録音期間中、0.5mm/h以上の雨量があった日は、17日間です。
2-12	■12. P413「コウモリの音声は録音できなかった」とあるが、「高所録音調査」の期間中63日間のうちに、降水量0mmかつ風速3.0m/s未満は、合計何時間あったのか？	録音期間中、降水量0mmかつ風速3.0m/s未満の時間は、73時間です。
2-13	■13. P687 高所録音調査について、事業者の使用した録音機器「SM4BAT FS」の設定状況「min trig freq」、「trigger level」、「max length」の値を述べよ。	録音機器「SM4BAT FS」の設定状況について、「min trig freq: 16kHz」、「trigger level: 12dB」、「max length: 15s」となります。
2-14	<p>■14. P687 録音機器「SM4BAT FS」の探知可能距離の記載がない。 事業者が使用したバットディテクター「SM4BAT FS」は何メートル先のコウモリを探知できるのだろうか。探知可能距離を周波数帯別に記載せよ。なお、前提条件を記載すれば、必ずしも「一概に示す」必要はない。また、距離は10m単位としても構わない。 メーカーホームページに記載していないのはすでに承知しているので、事業者自らが簡易にテストをして客観的な距離を示すこと。</p>	ご指摘のとおり、メーカーによる録音機器「SM4BAT FS」の音声探知距離については公表されておりません。簡易なテストにつきましても、実際に風力発電機のナセルに設置した状態で、音声の探知可能距離を確認することは安全面から困難な状況です。

No.	意見書	事業者の見解
2-15	<p>■15. P413 バットディテクターによる調査について「春季、夏季2回、7月、8月」とある。宗谷岬では「7月」は「春季」なのか？</p>	<p>季節表記につきましては、調査項目ごとに設定しており、冷涼な気候の当該地域は4月末～5月も残雪が多いため、コウモリ類については、残雪がほぼ無くなり、餌となる昆虫類が活動し始める6～7月を春季調査として表記しております。</p>
2-16	<p>■16. P413 バットディテクターによる調査について「春季、夏季2回、7月、8月」とある。「鳥類の春季は5-6月」なのに、なぜ「コウモリ類の春季は7月」なのか？その科学的根拠を述べよ。</p>	<p>季節表記につきましては、調査項目ごとに設定しており、冷涼な気候の当該地域は4月末～5月も残雪が多いため、コウモリ類については、残雪がほぼ無くなり、餌となる昆虫類が活動し始める6～7月を春季調査として表記しております。</p>
2-17	<p>■17. P409 高所録音調査の期間が「不適切」1 高所録音調査について、「4月から11月まで調査すること」を要望した一般意見に対して事業者は、P338「<u>当該地域は積雪寒冷地の道内でもその気象条件はとりわけ厳しく、機器のメンテナンス等をふまえて、高所録音調査期間は8月～10月に設定しました</u>」と回答している。 そこで、P409を見るとコウモリの高所録音調査の期間は「8月15日から10月17日」とある。事業者の回答によれば、本事業地は<u>8月上旬まで「気象条件はとりわけ厳しく、機器のメンテナンスが出来ない</u>」ということだが、以下の質問に答えよ。 ①「気象条件がとりわけ厳しい」の意味が不明なので、具体的な定義を述べよ。 ②なぜ「気象条件がとりわけ厳しい」ことが「録音機材のメンテナンスが4月～8月上旬まで出来なくなる根拠」につながるのかを、住民にわかるよう「丁寧に」述べよ。 ③事業者によればP338「気象が和らぐのは7、8月」ということだが、7月に高所録音調査をしなかった「科学的根拠」を丁寧に述べよ。</p>	<p>①通年、風衝が強く、かつ気候も冷涼という意味です。 ②4月～7月は着氷や強風等によりメンテナンス作業に困難を伴うことが多いと想定されるためです。 ③録音機器の設置は、安全性の観点から風力発電機が停止状態かつ荒天時以外の時に実施する必要があり、このため、設置対象風力発電機の稼働状況及び天候を踏まえて実施した結果、8月15日となりました。</p>
2-18	<p>■18. P409 高所録音調査の期間が63日と短く「根拠が不適切」2 方法書への住民意見回答に、コウモリの高所録音調査の期間は「8月～10月に設定しました」とあるが、準備書のP409をよく見ると、実際にはコウモリの高所録音調査の期間が8月15日から10月17日の「<u>正味63日</u>」しか高所録音調査をしていない。また、P338には「育雛明け、移動個体も念頭に8月～10月に期間を設定しました」と回答している。 ①高所録音調査について、方法書の記載「8月～10月（3カ月間）」から、調査日数を「正味63日（2カ月間）」に「30日分（1カ月分）」も減らした合理的理由</p>	<p>①録音機器の設置及び撤去は、安全性の観点から風力発電機が停止状態かつ荒天時以外の時に実施する必要があり、このため、設置対象風力発電機の稼働状況及び天候を踏まえて実施した結果、8月15日設置、10月17日撤去となりました。 ②調査結果につきましては、専門家へ内容をご確認頂き、適切にその影響を予測評価しております。</p>

No.	意見書	事業者の見解
	<p>を述べよ。</p> <p>②『正味2か月間の高空録音調査』で『バットストライクを予測した事例』はあるのか。「科学的根拠（論文名）」を述べよ。</p> <p>③「育雛」は鳥類を対象とした用語であるが、「コウモリ類の育雛」とは何か。</p> <p>④現地（宗谷岬）における「コウモリ類の生活サイクル」を述べよ。</p> <p>⑤なぜ、現地（宗谷岬）の「個体の移動が8月15日から10月17日」と判断したのか「科学的根拠（論文名）」を述べよ。</p> <p>⑥バットストライクは「8月15日から10月17日」にだけ起こる現象ではない。岩手県の例では4月や7月もバットストライクが確認されている※。</p> <p>⑦③及び⑥より本事業者の委託先及び専門家がコウモリ類の基本的生態とバットストライクの予測手法について適切な知識を持ち合わせていないことが判明した。</p> <p>⑧⑦より、本事業者が「適切に予測する」つもりがあるならば、バットストライクについて知識を持つ別の専門家に改めてヒアリングを行い、4月1日から8月14日まで高空録音調査を追加すること。</p> <p>※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成31年4月、岩手県）</p>	<p>③混乱を招き申し訳ございません。「コウモリ類の育雛」→「コウモリ類の授乳」に訂正させていただきます。</p> <p>④既存文献記録種を踏まえると、春季に出産、夏季は授乳（哺育）、秋季は交尾・移動（渡り）、冬季は越冬、の生活サイクルと考えております。</p> <p>⑤調査結果につきましては、専門家に内容をご確認頂き、ご指導を仰いでおります。</p> <p>⑥ご理解のとおりと認識しております。</p> <p>⑦⑧コウモリ類の影響予測は、コウモリ類に詳しい専門家に調査内容や結果についてご確認頂きながら、適切に実施しております。</p>
2-19	<p>■19. P409 高所録音調査の期間が63日と短く「根拠が不適切」3</p> <p>①本事業地におけるコウモリ類の活動時期は不明（科学的根拠がない状態）のはずであり、科学的な裏付けをとるために長期間の録音調査が必要となる。長期間の録音調査は、国内ではすでに『一般的な調査手法』となっている。</p> <p>②例えば、本事業地が位置する北海道稚内市では、別事業者がフルスペクトラム方式のバットディテクターによる調査を「4月1日から10月31日まで」実施しており、地上50m及び100mでコウモリ類が5月中旬から9月下旬にかけて確認されている※。</p> <p>③他の事業者は稚内市内で長期間の高空録音調査ができた（事業者の主張する「とりわけ厳しい気象条件」でもメンテナンスできた）というのに、本事業者である「ユーラスエナジーホールディングス」及び委託先「建設環境研究所」は、「厳しい気象条件」という曖昧な定義を持ち出して論点をすり替え、手抜き調査をした。</p> <p>④①②③より事業者は「住民に嘘をついて調査をした（欺瞞を行った）」と判断される。</p> <p>⑤欺瞞行為を行う事業者は信用できない。</p> <p>※「（仮称）新さらきとまない風力発電事業環境影響評価準備書」（令和2年1月 電源開発株式会社）</p>	<p>本事業の高所録音調査については、当該地域の環境条件等も踏まえ、コウモリ類に詳しい専門家に調査内容や結果についてご確認頂きながら、適切に実施しております。</p>

No.	意見書	事業者の見解
2-20	<p>■20. P409 高所録音調査の期間が63日と短い、短期間の調査ではバットストライクの予測はできなく不適切</p> <p>本事業地が位置する北海道稚内市では、別事業者がフルスペクトラム方式のバットディテクターによる調査を「4月1日から10月31日まで」実施しており、地上50m及び100mでコウモリ類が確認されている※。</p> <p>他の事業者は稚内市内で長期間の高空録音調査をした(できた)のに、本事業者である「ユーラスエナジーホールディングス」及び委託先「建設環境研究所」は、「とりわけ厳しい気象条件」を言い訳に論点をすり替え、手抜き調査をした。</p> <p><u>おそらく、真面目に調査をすると、事業地内にコウモリがいるのがばれるので、「恣意的に」手抜き調査を行ったのだろう。</u></p> <p>本事業者(ユーラスエナジー株式会社)及び委託先(建設環境研究所)は、環境保全と、住民等意見を軽視することはよく理解した。しかし住民を騙して手抜き調査をするような事業者に「FITを適用し」、国民の血税を払い続けるのは納得がいかない。</p> <p>仮に本事業者が「真摯に対応するつもりがある」ならば、コウモリ類について高空の追加調査を行い予測評価をやり直すべきであろう。</p> <p>※「(仮称)新さらきとまない風力発電事業環境影響評価準備書」(令和2年1月 電源開発株式会社)</p>	<p>本事業の高所録音調査については、当該地域の環境条件等も踏まえ、実行可能な範囲でコウモリ類の影響が把握できるように設置期間や設置場所を検討しております。なお、「(仮称)新さらきとまない風力発電事業環境影響評価準備書」による調査結果の詳細は弊社では分かりかねますが、新さらきとまない風力発電事業地は、P57の図2.2-14に示したとおり、本事業地と比べ、内陸に位置しており、気象条件や環境条件は異なると考えられることから、コウモリ類の生息状況も異なるものと推測されます。</p>
2-21	<p>■21. コウモリの影響予測が「不適切」</p> <p>P917 「バットディテクターにより対象事業実施区域内での反応はなかったこと、高所録音により同周波数帯のエコロケーションコールは確認されなかったこと、(中略)から、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予測される。(後略)」とある。</p> <p>しかし別事業者による調査では、北海道稚内市において、本事業者が高所録音調査をしなかった『5～8月上旬』の期間にコウモリ類が「高空で確認されている」</p> <p>※。「<u>高所録音により同周波数帯のエコロケーションコールは確認されなかった</u>」のは、単に本事業者の努力量が足りないことが原因であろう。</p> <p>自らの努力不足を棚に上げて、予測の不確実性に言及するのは、論点のすり替えであり、「適切とは言えない」。</p> <p>※「(仮称)新さらきとまない風力発電事業環境影響評価準備書」(令和2年1月 電源開発株式会社)</p>	<p>コウモリ類の影響予測は、専門家等のご助言を仰ぎながら適切に実施しております。なお、「(仮称)新さらきとまない風力発電事業環境影響評価準備書」による調査結果の詳細は弊社では分かりかねますが、新さらきとまない風力発電事業地は、P57の図2.2-14に示したとおり、本事業地と比べ、内陸に位置しており、気象条件や環境条件は異なると考えられることから、コウモリ類の生息状況も異なるものと推測されます。</p>

No.	意見書	事業者の見解
2-22	<p>■22. P409 高所録音調査の地点が1地点のみで「不適切」1 高所録音調査が1地点のみであるが、その理由について事業者は、P341「高所録音の調査地点については、録音機器が設置できる既設風車の制約等から1箇所となっております」と回答している。</p> <p>既設風車は57基もあるのに、調査地点を1箇所とした根拠が「既設風車の制約等」とは、論理が飛躍しており意味不明だ。本事業者、委託先及び専門家が、「高所録音調査の目的を理解しておらず、コウモリ類の生態についても基本的知識がない」ことだけは明らかとなった。</p>	<p>本事業の高所録音調査については、録音機器が設置できる既設風車の制約及び当該地域の環境条件等も踏まえ、実行可能な範囲でコウモリ類の影響が把握できるように設置期間や設置場所を検討しております。</p>
2-23	<p>■23. P409 高所録音調査の地点が1地点のみで「不適切」2 高所録音調査が1地点のみであるが、その理由について事業者は、P341「高所録音の調査地点については、録音機器が設置できる既設風車の制約等から1箇所となっております」と回答している。</p> <p>事業者の主張には、「アセスにおいては科学的根拠よりも、自己の都合を優先してよい」という前提が隠れている。しかし、そのような主張が認められるならば、「日本のアセス手続きは茶番」である。</p> <p>事業者は、「<u>高所録音調査が1地点かつ60日間の調査で、57基のバットストライクを予測できる</u>」とした科学的根拠(論文名)を述べなくてはならない。</p>	<p>本事業の高所録音調査については、録音機器が設置できる既設風車の制約及び当該地域の環境条件等も踏まえ、実行可能な範囲でコウモリ類の影響が把握できるように設置期間や設置場所を検討しております。</p>
2-24	<p>■24. P409 高所録音調査の地点が1地点のみで「不適切」3 P917「バットディテクターにより対象事業実施区域内での反応はなかったこと、高所録音により同周波数帯のエコロケーションコールは確認されなかったこと、また、環境保全措置として餌動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時のライトアップは実施せず、航空法上必要な航空障害灯は(中略)常時点滅とすることから、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予測される。(後略)」とある。</p> <p>事業者は、<u>一般意見を無視し、東西5kmほどの広大なエリアに対し、「高所録音調査」をたった1地点で実施した(P416)</u>。一方で地上からのヘテロダイナミック方式バットディテクター調査では、事業地の西側においてコウモリ目2(20~30kHz)が集中して確認されている。「高所録音により同周波数帯のエコロケーションコールは確認されなかった」のは、正しくは「<u>西側に分布するコウモリ類の生息地で、まともに高所録音をしていないから確認されなかった</u>」だけではないのか。事業者は、西側地区の高所録音調査を追加で行い、予測評価をやり直すべきであろう。</p>	<p>本事業の高所録音調査については、録音機器が設置できる既設風車の制約及び当該地域の環境条件等も踏まえ、実行可能な範囲でコウモリ類の影響が把握できるように設置期間や設置場所を検討しております。</p>

No.	意見書	事業者の見解
2-25	<p>■25. コウモリの影響予測が「不適切」2 P917「バットディテクターにより対象事業実施区域内での反応はなかったこと、高所録音により同周波数帯のエコロケーションコールは確認されなかったこと（中略）から、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予測される。（後略）」とある。 ①地上からのヘテロダイン方式バットディテクター調査では、事業地の西側においてコウモリ目2(20～30kHz)が集中して確認されている（P737）。 ②①の確認地点は、事業区域西部の風力発電機（SMJ01、SMJ02、SMJ03、SMJ12）からは1kmほどの位置にある。 ③P418の図によると、<u>地上からのヘテロダイン方式バットディテクターによる調査は「SMJ01、SMJ02、SMJ03、SMJ12」では実施していない。</u> ④P418の図によると「<u>SMJ01、SMJ02、SMJ03、SMJ12」は高所録音調査地点から3kmほど離れている。</u> ⑤バットディテクターの探知可能距離は20m～30m程度と短い ⑥①～⑤より、<u>対象事業実施区域西部において高空をコウモリ目2(20～30kHz)が利用しているか否か、事業者が知る由もない。</u> ⑦⑥より、事業区域西部の風力発電機（SMJ01、SMJ02、SMJ03、SMJ12）において、「エコロケーションコールは確認されなかったことから、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予測される（影響は極めて小さい）」と言い切ることは出来ない。</p>	<p>本事業の地上からのヘテロダイン方式バットディテクターによる調査については、夜間の安全性も踏まえ、実行可能な範囲で対象事業実施区域及び周辺の作業道や林道、道路は網羅できるよう踏査しており、SMJ01、SMJ02、SMJ03については、P689の図10.1.4.1-1の凡例オレンジ色の線に示したとおり、各風車周辺を踏査しており、これらの結果を以って、コウモリ類の影響を適切に予測評価しております。なお、SMJ12については、ササ原の中に位置しており、安全性の観点から踏査は控えさせて頂きました。</p>
2-26	<p>■26. コウモリの影響予測が「不適切」3 上記「<u>SMJ01、SMJ02、SMJ03、SMJ12」はヘテロダイン方式バットディテクターによる調査ルートから外れている</u>」件について、事業者は「<u>図には記載していませんが実は調査をしています</u>」などと回答をするかもしれない。 よって、「<u>SMJ01、SMJ02、SMJ03、SMJ12」それぞれの風車位置において、『地上からのバットディテクターによる調査』を何時何分から何時何分まで行ったのか正確に記載すること。</u></p>	<p>本事業の地上からのヘテロダイン方式バットディテクターによる調査については、夜間の安全性も踏まえ、実行可能な範囲で対象事業実施区域及び周辺の作業道や林道、道路は網羅できるよう踏査しており、SMJ01、SMJ02、SMJ03については、P689の図10.1.4.1-1の凡例オレンジ色の線に示したとおり、各風車周辺を踏査しており、これらの結果を以って、コウモリ類の影響を適切に予測評価しております。なお、SMJ12については、ササ原の中に位置しており、安全性の観点から踏査は控えさせて頂きました。ご指摘の各風車位置における調査時間については、評価書において記載を検討致します。</p>

No.	意見書	事業者の見解
2-27	<p>■27. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリ類の死骸は小さいため、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて3日程度で消失してしまう。よって、 <u>①コウモリ類の死骸探索は、1基あたり連続3日以上の調査を、毎月2回以上の頻度で行うこと。</u> <u>②死骸探索調査は日の出より開始すること。</u></p>	<p>ご指摘の事項につきましては、参考の上、今後の準備書手続きの指摘等も踏まえ検討したいと存じます。</p>
2-28	<p>■28. コウモリ類の死骸探索調査について2 死骸探索調査について事業者は「生物調査員による事後調査は月に2回とし、あと2回は保守点検のついでにおこなう」つもりかもしれないが、保守点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。仮に、保守点検者が「点検のついで」に調査を行うのであれば（保守点検のついでにコウモリ類の死骸を見つけるのは、物理的に難しいだろうが）、「コウモリ類の死骸消失率」、「保守点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。</p>	<p>ご指摘の事項につきましては、参考の上、今後の準備書手続きの指摘等も踏まえ検討したいと存じます。</p>
2-29	<p>■29. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定1級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。</p>	<p>調査員による死骸探索調査は、経験を積んだ調査員が対応する予定です。</p>
2-30	<p>■30. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。またコウモリ類の死骸は3日程度で消失する。よって、コウモリ類の死骸探索調査は、4月から11月まで徹底的に実施すること。</p>	<p>事後調査の調査頻度等の調査計画につきましては、調査、予測評価結果を踏まえて、専門家の助言も踏まえながら、検討致しました。</p>
2-31	<p>■31. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p>	<p>ご指摘の事項につきましては、事後調査結果の状況を踏まえ検討します。</p>

No.	意見書	事業者の見解
	<p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	
2-32	<p>■32. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。</p> <p>※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities FinalReport, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>ご指摘の事項につきましては、事後調査結果の状況を踏まえ検討します。</p>
2-33	<p>■33. 「回避」と「低減」の言葉の定義について P335『「影響の回避」と「影響の低減」について、定義を述べよ』との意見に対し事業者は、『「影響の回避」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響に対し、事業計画の変更も含め、影響発生要因をなくすこと、あるいは保全対象から十分な隔離を確保するなどの対応を図ることと考えています。一方「影響の低減」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響について、その程度を可能な限り小さくするため、事業計画の見直しを含め、対策を検討、適用することと考えています』と述べている。</p> <p>①上記、「事業者が考える定義」については、一体どこから引用したのか？引用元を記載せよ。</p> <p>②日本のアセス手続きは、「影響の回避または低減」について「自分で考えた定義を適用してよい」のか？</p>	<p>環境影響評価法の意義・考え方に照らし合わせると、事業者としては「影響の回避」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響に対し、事業計画の変更も含め、影響発生要因をなくすこと、あるいは保全対象から十分な隔離を確保するなどの対応を図ることと考えています。一方「影響の低減」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響について、その程度を可能な限り小さくするため、事業計画の見直しを含め、対策を検討、適用することと考えています。</p>
2-34	<p>■34. 「回避」と「低減」の言葉の定義について事業者らはコウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げたが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「バットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>「ライトアップをしない」ことは、餌動物となる昆虫類が風力発電機に誘引される原因のひとつを取り除くことにより、餌を追って飛来するコウモリ類の風力発電機への接近飛翔頻度を低下させることを目的としておりますが、風力発電機近くにおけるコウモリ類の飛翔を完全になくすことはできないため、「回避」ではなく「低減」に該当するものと理解しています。</p>

No.	意見書	事業者の見解
2-35	<p>■35. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p> <p>P917「環境保全措置として餌動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時のライトアップは実施せず、航空法上必要な航空障害灯は（中略）常時点滅とすることから、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予測される。（後略）」とある。しかし、「ライトアップをせず、障害灯を常時点滅させた施設」においてバットストライクは発生している※1～9。</p> <p>よって、本準備書に記載しているコウモリ類の保全措置（回避・低減措置）は「不十分である」。</p> <p>※1 45個体（4種、1～32個体）、2015, 07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11, 2017）</p> <p>※2 ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県</p> <p>※3 ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成30年10月、株式会社ジェイウインド）青森県</p> <p>※4 コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体 合計9個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」（平成31年4月、岩手県）</p> <p>※5 コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体 合計8個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成31年4月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道</p> <p>※6 ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年12月、よこはま風力発電株式会社）青森県</p> <p>※ ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体 合計2個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020年2月、コスモエコパワー株式会社）北海道</p> <p>※8 ヤマコウモリ3個体、ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、合計7個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第2回）」（令和2年4月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※9 ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、ホオヒゲコウモリ属の一種（フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ）1個体、コウモリ類1個体 合計9個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価書」（令和2年8月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県</p>	<p>ご指摘を踏まえ、航空障害灯の設置は、バットストライク低減の観点から、航空法上必要な風力発電機に限定できるように検討したいと存じます。</p>

No.	意見書	事業者の見解
2-36	<p>■36. 専門家等の属性がぶれている 意見聴取した専門家等の属性をみると、配慮書段階（P278）ではH27.8 大学教員（哺乳類・爬虫類・両生類）とあるが、準備書段階（P370）ではR1.6.27 大学講師（哺乳類・爬虫類・両生類）、R2.4.22 大学講師（コウモリ類）になっている。</p> <p>①H27.8 大学教員（哺乳類・爬虫類・両生類）、R1.6.27 大学講師（哺乳類・爬虫類・両生類）、R2.4.22 大学講師（コウモリ類）はすべて同一人物か。</p> <p>②上記が同一人物の場合、R1.6.27 大学講師（哺乳類・爬虫類・両生類）から R2.4.22 大学講師（コウモリ類）で『専門家』の「専門分野が異なる理由」は何か。</p> <p>③上記が同一人物の場合、なぜ『哺乳類・爬虫類・両生類』の専門だった者が、1年もたたずに『コウモリ類』の専門家になったのか。そもそも『広く浅い知識を持つ者』を『専門家』とは呼ばない。</p> <p>④上記が別人物の場合、R2.4.22 で意見聴取する専門家を替えた理由を述べよ。</p> <p>⑤①②③④から『専門家の選定基準』及び『専門家の属性』は事業者側の作為が入っており、その発言内容は信用できない。</p>	<p>①R1.6.27 大学講師と R2.4.22 大学講師は同一人物で、H27.8 大学教員は別な方になります。</p> <p>②誤記により混乱を招き申し訳ございません。R1.6.27 大学講師と R2.4.22 大学講師の専門分野を「哺乳類・爬虫類・両生類」に統一させていただきます。</p> <p>③誤記により混乱を招き申し訳ございません。R1.6.27 大学講師と R2.4.22 大学講師の専門分野を「哺乳類・爬虫類・両生類」に統一させていただきます。なお、ヒアリングを実施した専門家につきましては、H27.8 大学教員の方を含めて、コウモリ類について豊富な知識と経験をお持ちの方になります。</p> <p>④①のとおり、R1.6.27 大学講師と R2.4.22 大学講師は同一人物です。</p> <p>⑤専門家の選定におきましては、専門性を優先的に加味し、配慮書～評価書まで継続的にご指導を頂ける方に極力お願いしております。</p>
2-37	<p>■37. 「事後調査」は信用できない</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</p> <p>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</p> <p>①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>事後調査結果の公表については、報告書にとりまとめて関係機関へ提出するとともに、事業者のホームページへ掲載することとし、調査結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、必要に応じて専門家等の助言や指導を得て、さらなる効果的な環境保全措置を講じることとしております。専門家については、ご指摘の利害関係者であるということではなく、コウモリ類について豊富な知識と経験をお持ちの方にご助言を頂いております。また、事後調査後の追加保全措置の義務・罰則について明確なものはありませんが、現時点で実行可能な環境保全措置を実施した上で、専門家のご意見も頂きながら環境影響の程度を鑑みて追加的な保全措置について講じる所存でおります。</p>

(意見書 3)

No.	意見書	事業者の見解
3-1	<p>■環境影響評価図書の縦覧方法について</p> <p>貴社によるアセス図書の公開方法が不十分で、地域の利害関係者に周知されていないことから、地域住民等が事業内容を十分に把握できず、事業実施後に地域で混乱が生じる可能性があります。</p> <p>・周知方法の問題点</p> <p>環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知は、貴社のホームページに限らず、回覧やポスター掲示、チラシ配布、関係機関のHP上での掲載など、関係者の協力を得て、より多くの人に周知するよう最大限の努力をすべきです。稚内市のホームページには情報が掲載されていますが、一般にはわかりにくい場所に掲載されています。トップページのお知らせ欄等に掲載することなどを稚内市に願うべきです。</p>	<p>周知方法については、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、環境影響評価手続きに則り進めております。本事業では、地元日刊新聞2社による紙面公告に加え、事業者HP及び稚内市のご協力により稚内市HPにおける「お知らせ」の掲載を実施しており、広く周知に努めました。ご意見の稚内市HPへの掲載方法については、今後検討させていただきます。</p>
3-2	<p>・閲覧方法の問題点</p> <p>アセス図書の閲覧は、アセス法によって決まっているとは言え、縦覧期間が1~1.5か月と短く、また、縦覧場所も限られており、インターネット上での閲覧においても参照するには不便で、ダウンロードや印刷ができません。数百ページもあるアセス図書を縦覧場所、またはパソコン上のみで閲覧しながら意見書を作成することは、現実的ではありません。縦覧期間が過ぎてしまうと作成した意見書の内容の誤りの有無をアセス図書と整合して確認することもできません。図書の内容が、実際の事業実施区域の状況と齟齬がないかを地域住民等が精査できることが、環境影響評価の信頼性を確保し、地域との合意形成を図るうえで不可欠です。そのため、閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図書館などで、図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットで閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきです。幌延風力発電事業更新計画環境影響評価方法書では配慮書や方法書などの図書がインターネット上で常時閲覧可能となっており、また、えりも岬や苫東厚真風力発電事業では個人のパソコンなどへのダウンロードが可能でした。地域住民との合意形成を図るには、アセス手続きにおける透明性と公平性の確保が不可欠ですので、これら他事業者の取り組みを貴社も参考にすべきです。仮にすぐにアセス図書を常時公開することは難しくても、多くの事業者が実施しているように、関係する自然保護団体等に紙媒体の図書を提供すべきです。</p>	<p>縦覧場所については、公共性や図書の管理の観点から選定しております。電子縦覧については閲覧時間の制限をなくし、遠方の方々からも幅広い意見聴取を可能としているものと考えております。</p> <p>インターネット上に公表される情報は、従来の紙媒体による縦覧と比較して、複製や加工が極めて容易かつ安価であり、送信による移転行為が極めて容易であると考えます。よって、印刷可能とすることや公表を継続することでそうした悪用につながるリスクがより高まるものと考えており、そうしたリスクの増大を少しでも低減させる観点から、印刷可能とすることや公表の継続については慎重に検討したいと考えます。</p> <p>上記より、本準備書につきましては、環境影響評価法に定められている期間の縦覧とさせていただきます。なお、評価書については、環境省図書館へ環境影響評価書を寄贈し、継続的に閲覧できるように対応する予定です。</p> <p>みなさまへの環境影響評価図書の提供は行っておりません。ご理解いただきますようお願い致します。</p>
3-3	<p>■環境影響評価全般</p> <p>既存の風力発電施設(以下、風車という)の存在による環境影響を明らかにするためには、事業の実施前と実施後の状況を比較する必要があります。既存の宗谷岬ウインドファームは風力発電事業が環境影響評価法の対象事業になる以前に建設されたため、建設前の調査結果が公表されていません。このため、建設前の調査結果を明らかにして、今回の更新事業に係る調査結果</p>	<p>本事業は既存風力発電所の建替え事業となりますので、既存設備が存在していることを前提に建替えによる環境影響を予測評価しており、現時点で撤去後に風車がない状態での調査は予定しておりません。</p>

No.	意見書	事業者の見解
	<p>と比較し、調査内容に不足が生じている場合は、既存の風車の撤去後に風車がない状態で1年程度の環境調査を行うことにより、建設前と同等の状況を創出し、影響を評価することで、大きな影響が確認された場合は風車の更新計画を見直す必要があります。</p>	
3-4	<p>■景観 ・景観資源としての宗谷丘陵について 日本最北の地である宗谷岬は、日本屈指の観光地です。宗谷丘陵は北海道遺産である周氷河地形や宗谷海峡およびサハリンが眺望可能で、貴重な自然景観が楽しめる場所であるため、風車が存在しない方が景観的に魅力があります。風力発電を推進している稚内市は風車の存在が景観資源の一つになると宣伝していますが、環境影響評価ではそのような根拠が不明確な価値観ではなく、地域の手つかずの景観資源に風車が建設された場合の景観的な変化の価値の増減を評価すべきと考えます。実際には、宗谷丘陵は、サロベツ湿原と同様に大きな人工建造物がない風景こそが、宗谷丘陵の景観的価値を高めています。このため、当丘陵のスカイラインから突き出る形での風車の建設は避けるべきです。</p>	<p>本事業の眺望景観の予測については、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年3月、経済産業省）を参考にフォトモンタージュ法を用いた視覚的な表現方法のほか、垂直見込み角により影響程度を把握しております。</p>
3-5	<p>・景観に対する影響評価手法の問題点 景観は環境影響評価で垂直見込み角のみによって評価されていますが、この地方では広大な手つかずの風景そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は適切ではありません。また、影響を判断する基準に複数の風車設置による累積的な影響が含まれていないため、地域の景観の価値を適切に評価することができません。さらに水平方向に複数の風車が並ぶと、景色としては一体のものとして見えるため、風車1基ごとの高さではなく、風車列全体における水平見込み角によって影響を評価すべきです。景観に係る影響評価は30年ほど前に作られた指針に依存するのではなく、地元の観光業者や自然保護団体などからの意見を十分に聴取し、協議会などを開催し、議論を重ねたうえで地域の自然環境への配慮と住民の意向を十分に考慮したうえで影響を評価すべきです。 また、眺望点の多くは既設の風車群がほとんど見えない海岸線に設定されており、宗谷丘陵に設定された眺望点も風車群がほとんど見えない宗谷丘陵にある駐車スペースのみに設定されているため、風車群による景観への影響を適切に評価することができません。このため、景観資源となっている宗谷丘陵で建設した風車群が見やすい場所（準備書の1140ページ）およびフットパスの終点である丸山周辺にも眺望点を設定した上で、景観への影響を評価し直すべきです。</p>	<p>累積的影響の対象事業については、事業特性、位置等を考慮したうえで検討致しました。検討経緯は「第8章 8.3 既設及び計画中の風力発電所との累積的影響について」（P458～464）に記載したとおりで、景観については各事業地から約12km範囲（最大垂直見込み角1度以上）に跨って位置する主要な眺望点があり、かつその眺望景観に本事業とともに風力発電施設が含まれる事業を累積的影響の対象としましたが、この条件に該当する事業はないため、本準備書では累積的影響を扱わないことと致しました。また、眺望景観の予測については、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年3月、経済産業省）を参考にフォトモンタージュ法を用いた視覚的な表現方法のほか、垂直見込み角により影響程度を把握しております。 眺望点の選定にあたっては、既存文献の整理結果等を基に、稚内市のヒアリング結果も踏まえて検討しております。</p>

No.	意見書	事業者の見解
3-6	<p>・フットパスの存在について</p> <p>宗谷丘陵にあるフットパスのコースは、宗谷丘陵の周氷河地形やサハリンの遠望が魅力となっている当丘陵の代表的な遊歩道となっています。</p> <p>この遊歩道の本来の魅力は風車ではなく、宗谷丘陵の自然景観とサハリンの眺望であることから、宗谷丘陵のフットパスの途中にある展望地などの複数箇所を景観に対する影響評価の調査地点として設定し、評価をし直すべきです。これらの展望地は、実際にすでに眺望点として設定されている宗谷公園や宗谷丘陵駐車帯よりも景観的価値があると考えられる場所です。これらの展望地を眺望地点に追加して影響を評価すれば、風車による景観への影響が大きいことが明らかになるはずですが、特にフットパスコースから10m以内に配置される予定のSMJ13は設置を取りやめるべきです。</p> <p>対象事業実施区域（以下、計画地という）の多くの部分が、稚内市風力発電ガイドラインにより、景観上の理由から「風車の建設が好ましくない地域」に指定されています。現在、風車事業を推進している稚内市の意向に付度せず、その先見性と普遍的な重要性を理解したうえで、貴社はガイドラインを自主的に遵守し、風車の建設が好ましくない地域を計画地から除外すべきです。</p>	<p>フットパスの予測については、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年3月、経済産業省）を参考に人と自然との触れ合いの活動の場の観点から行っており、地形改変及び施設の存在による予測においては、眺望景観の観点からも影響評価を行っております。</p>
3-7	<p>・景観上の問題による風車の設置の取りやめ、または移動</p> <p>既存の風車が建設されている範囲以外にも計画地が広がっていますが、その中でも既存風車が設置されていない北側の計画地は宗谷岬に近く、宗谷岬の周氷河地形や牧草地の景観および遠く稚内市やノシャップ岬、利尻山を遠望できる景観を阻害するため、そこでの風車の建設は避けるべきです。新規の風車の設置範囲は既存の風車がある範囲にとどめ、SMJ4・6・12・13・14・15は設置を取りやめるか、既存の設置範囲に移動すべきです。</p>	<p>許認可協議はアセス手続きと並行（又は劣後）して進める必要があり、許可権者との協議の結果、風車が設置できないエリアが今後増える可能性があります。その結果として必要な設備容量を確保できなくなる可能性があるため、本準備書段階においては代替地として事業実施区域を広めに確保しております。</p>
3-8	<p>■地形</p> <p>宗谷丘陵に広がる周氷河地形は保全すべき地形として「日本の典型地形」に指定されています。その地形に人の手を加えない状態で保全するために、周氷河地形となっている部分は計画地から除外すべきです。環境影響評価の対象範囲は現行からの変更部分だけでなく、現存の風車も含めた周氷河地形の上に存在する風車とすべきです。また、景観に対する影響、周氷河地形がよく見える場所（景観の項を参照）を眺望点として設置したうえで評価をやり直すべきです。</p>	<p>既存文献による周氷河地形の範囲が対象事業実施区域のほぼ全域と重複するものの、既存文献は同地形の詳細分布を適切に表現していないために不確定要素が多いことから、方法書段階で前倒し調査の地形結果を利用して、周氷河地形の詳細分布を把握いたしました。本準備書では、専門家のご指導（改変工事を行う際の注意事項）も踏まえ、環境影響を可能な限り回避・低減できるよう、既存ヤードや既存林道を極力活用し、同地形の改変を極力抑制する計画と致しました。</p>

No.	意見書	事業者の見解
3-9	<p>■植物</p> <p>宗谷丘陵のササ草原は特定植物群落に指定されていません。現状のササ群落の生育範囲を把握したうえで、それらの植物群落を保全するために、ササ草原は計画地から除外すべきです。また、景観評価は上記の景観の部分に記載されているように、宗谷丘陵上にササ群落が見渡せる眺望地点を設定した上で評価をやり直すべきです。</p>	<p>特定植物群落「宗谷丘陵ササ草原」については、現地調査により詳細な現況分布を把握し、環境影響を可能な限り回避・低減できるよう、既存ヤードや既存林道を極力活用し、同群落の改変を極力抑制する計画とした上で、その選定基準も踏まえて、適切に予測評価致しました。</p>
3-10	<p>■鳥類</p> <p>宗谷岬周辺は、日本とサハリンおよびロシアの間を渡る鳥類の主要かつ国際的にも重要な渡り経路となっています。計画地でも多くの鳥類が渡っており、風車建設による小鳥を含む鳥類への影響は大きいと予測されるため、鳥類保護の観点から計画地全体が風車の建設を避けるべき場所です。それらの観点を踏まえ、鳥類について下記の意見を述べます、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オジロワシ、オオワシについて <p>宗谷丘陵は日本とサハリン間を渡るオジロワシとオオワシの主要かつ国際的に重要な渡り経路です。これら2種は、春は主にオホーツク海沿岸を北上しますが、一部は日本海側でも北上がみられます。また、秋はその日の風向きによっては宗谷丘陵の尾根上を多数が南下することや、既存の風車群がすでにオジロワシとオオワシに対して障壁影響を引き起こしていることが（公財）日本野鳥の会 2015年の報告で明らかになっているため、既存風車を取り壊した後に、風車が1基もない状態で再度、1年程度はこれら鳥類の飛翔状況等の調査を行うべきです。この調査により、既設風車の存在によりどのような影響があったのかを明らかにし、その影響が大きい場合は風車の更新計画を見直しすべきです。一方、貴社が道北エリアで計画している他の事業では、オジロワシやオオワシへの影響が懸念されることから、現段階において主要な渡りの経路での風車の設置を取りやめるべきです。</p> <p>保全上の観点からオジロワシの飛翔図が非公開になっていますが、繁殖個体の飛翔軌跡でなければ公開しても保全上の問題は生じにくいので、少なくとも渡りの状況についてはアセス図書で公開すべきです。また、希少猛禽類における定点調査では冬期も含めすべての定点で調査を行うことが重要ですが、準備書からはそのことが読み取れなかったため、きちんと記述してください。加えて、渡り鳥の調査では、計画地の南部から、風車設置予定地を近傍から見渡せるような調査地点が設定されていません。計画地から3km程度離れている他の調査地点(NB-5を含む)からでは、観察によるオジロワシやオオワシの発見率や飛翔軌跡の精度が低下し、調査の信頼性を確保することが困難なため、計画地南部にも調査地点を設定し、調査をやり直すべきです。</p> <p>さらに、オジロワシ・オオワシは渡りの際には計画地</p>	<p>宗谷岬周辺が日本とロシア間を渡る鳥類の重要な渡り経路であることは認識しており、このうち、オジロワシ・オオワシについては、希少猛禽類調査や渡り鳥調査の結果を基に、専門家等の意見を聴取しながら、風力発電設備への衝突事故等の重要な鳥類への影響の回避・低減を図り、環境影響を評価致しました。また、本事業は既存風力発電所の建替え事業となりますので、既存設備が存在していることを前提に建替えによる環境影響を予測評価しており、現時点で撤去後に風車がない状態での調査は予定しておりません。</p> <p>本準備書のオジロワシ飛翔図につきましては、繁殖地保護の観点から、北海道との公開有無の協議結果も踏まえ、非公開とさせていただいております。また、冬季の希少猛禽類の定点調査については、表 8.2-18 (P414) に記載のとおり、他季節と同等の調査努力量で実施しております。渡り鳥調査地点については、ご指摘のとおり対象事業実施区域南側上空を俯瞰できる箇所がないことから地点が設定されておりませんが、その空白区間を補うため、現地調査期間中、移動地点を1地点追加して、中央～南側の渡りの状況を網羅できるように努めました。</p> <p>オジロワシ・オオワシの渡りが対象事業実施区域の東側を多く利用することは認識しており、このため、「10.5 調査・予測・評価の結果を踏まえた風力発電機の配置計画に係る今後の配慮検討」の表 10.5-1 (P1324) に記載のとおり、SMJ17については、衝突リスクの回避低減並びに渡り経路確保の観点から、今後、配置変更や配置取りやめを検討することとし、さらなる環境影響の回避・低減に努めていく所存です。また、オジロワシの営巣地への影響については、繁殖地の観点から繁殖個体を対象に各行動圏の解析をし、そ</p>

No.	意見書	事業者の見解
	<p>の東側を多く利用するため、この部分に該当する SMJ10・16・17 の風車の建設を取りやめるべきです。また、オジロワシの営巣地では、確認されている繁殖個体または非繁殖個体の利用状況に関係なく、影響を避けるため少なくとも営巣地から半径 1km 以上の場所への風車の設置を避けるべきです。</p> <p>実際にオジロワシのバードストライクが 10 件発生した計画地の西側はオジロワシの亜成鳥が高頻度に利用していることが示唆されています。風車に目玉模様をつけるなどしてオジロワシに忌避行動を促すのではなく、本種の重要な生息地として保全するために風車の建設を避けるべきです。</p>	<p>の解析結果並びにバードストライクリスク図の結果も踏まえて、客観的に予測評価しております。さらに、ご指摘の繁殖個体または非繁殖個体の利用状況については、P1116 の表 10.1.6-54 に記載のとおり、繁殖（年齢）の有無に関わらずこれらを滞在個体として予測評価を行い、バードストライクリスク図も踏まえて、「10.5 調査・予測・評価の結果を踏まえた風力発電機の配置計画に係る今後の配慮検討」の表 10.5-1（P1324）に記載のとおり、SMJ03 については、衝突リスクの回避低減の観点から、今後、配置変更や配置取りやめを検討することと致しました。</p> <p>バードストライクが確認されている西側エリアについては、配慮書段階から一貫して、P10 のとおり、新設風力発電機の設置を検討しない範囲を設けることで、そのリスク低減を図っております。さらに本準備書では、「10.1.6 生態系」P1085～1101 に記載のとおり、バードストライクリスク図の結果を基に、客観的にそのリスクが高い箇所を把握した上で、「10.5 調査・予測・評価の結果を踏まえた風力発電機の配置計画に係る今後の配慮検討」の表 10.5-1（P1324）に記載のとおり、SMJ03 については、衝突リスクの回避低減の観点から、今後、配置変更や配置取りやめを検討することと致しました。</p>
3-11	<p>・ガン類、ハクチョウ類について</p> <p>夜間の鳥類調査の結果が準備書からは読み取れないので、アセス図書にその結果を示してください。また、渡り鳥の調査地点には、計画地の南部を風車設置予定地の近傍から見渡せるような調査地点が設定されていません。計画地から 3km 程度離れている他の調査地点（NB-5 を含む）からでは、観察によるガン・ハクチョウ類の個体の発見率や飛翔軌跡の精度が低下し、調査の信頼性を確保するのが困難なため、計画地南部にも調査地点を設定し、調査をやり直すべきです。</p> <p>秋には多くのハクチョウ類が計画地内を多く通過することから、バードストライクだけでなく障壁影響も発生することが予測されます。そのため、特に通過頻度が多い南側では風車の建設を避けるべきです。また、既存の風車群がガン・ハクチョウ類に対して、すでに障壁影響を及ぼしている可能性が高いため、既存の風車を取り壊した後に、風車が 1 基もない状態で再度、1 年程度はガン・ハクチョウ類の飛翔状況の調査を行</p>	<p>渡り鳥（主にガンカモ類）の調査手法・調査地点等については、専門家等から意見聴取し、その意見も踏まえて決定しており、夜間に限定した調査は実施しておりませんが、調査時間は日の出 2 時間前から日没後 2 時間としております。この結果については、表 10.1.4.1-12（P712）に示したとおりです。渡り鳥調査地点については、ご指摘のとおり対象事業実施区域南側上空を俯瞰できる箇所がないことから地点が設定されておりませんが、その空白区間を補うため、現地調査期間中、移動地点を 1 地点追加して、中央～南側の渡りの状況を網羅できるよう努めました。</p> <p>ハクチョウ類の秋の渡りについては、ご指摘のとおり対象事業実施区域南東</p>

No.	意見書	事業者の見解
	<p>い、既設風車の存在によりどのような影響があったかを明らかにし、その影響が大きい場合は風車の更新計画を見直すべきです。</p>	<p>のオホーツク海沿岸から宗谷丘陵上(対象事業実施区域南部)を横断し、大沼に向かう個体が多数確認されておりますが、影響予測結果では風力発電機の設置箇所は一部に限定されること、基数削減に伴い新設の風力発電機間の間隔は既設と比べより広がることから、ブレード、タワーへの接近・接触が生じる可能性は低いと予測しております。なお、本事業は既存風力発電所の建替え事業となりますので、既存設備が存在していることを前提に建替えによる環境影響を予測評価しており、現時点で撤去後に風車がない状態での調査は予定しておりません。</p>
3-12	<p>・死骸探索調査 計画地およびその周辺には既存の風車が多数存在するので、すべての既設の風車を対象に死骸調査を行ったうえで、計画地において更に風車が建った場合にどのような影響が出るかを予測すべきです。なお、保守点検の際に作業員が行う死骸探索では調査精度に問題があり、また、月1回程度の調査では衝突死した個体が動物に持ち去られたり、冬期は雪に埋もれることにより発見されない可能性があるため、専門の調査員による月2回以上の死骸探索調査を通年で実施すべきです。 また、死骸探索調査だけでは見落としが懸念されるため、風車に監視カメラを設置し、バードストライクが発生していないか常時確認すべきです。</p>	<p>死骸探索調査(事後調査)の頻度等については、調査、予測評価結果を踏まえて、専門家の助言も踏まえながら、また「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成23年1月、平成27年9月修正版)の「第3章 3-8-2 死骸調査」に記載の調査方法を参考に設定しております。また、調査員による死骸探索調査は、経験を積んだ調査員が対応実施する予定です。いずれにしましても、事後調査結果を踏まえ、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の助言も踏まえながら、環境保全措置を検討・実施していくとともに、ご指摘の監視カメラの設置も必要に応じて検討したいと存じます。</p>
3-13	<p>・小鳥類の渡り調査 方法書には、鳥類のルートセンサス調査およびポイントセンサス調査は夜間も含めて実施すると記載されていましたが、9-10月の秋の渡り時期における夜間調査の結果が準備書からは読み取れませんでしたので、詳しく示してください。合わせてレーダー調査によってどのくらい野鳥が渡っているか明らかにすべきです。</p>	<p>本準備書のP691に記載のとおり一般鳥類の夜間調査は任意観察調査の一環として春季及び夏季に実施しております。小鳥類について、夜間に限定した調査は実施しておりませんが、9-10月の秋の渡り鳥調査(渡り鳥(主にガンカモ類))での調査時間は日の出2時間前から日没後2時間としており、同調査では小鳥類も可能な限り記録しております。 レーダー調査につきましては、以下のような捕捉範囲等の制約があることから、広範囲における飛翔データを網羅的に把握するため目視による観察を基本としております。また、地点配置は既存風車も可視できるよう計画しましたので、調査期間中はその周辺での鳥類の利用や回避の状況も詳細に把握致</p>

No.	意見書	事業者の見解
		<p>しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・垂直ビーム幅 20 度のため、横回しで平面位置を把握する場合、真上を飛翔する個体は捕捉できない。 ・縦回しで高度を把握する場合、アンテナ回転面に対しての飛翔進入角度かつ飛翔速度により偏ったデータになる可能性もある。 ・まとまった大群は別として小鳥類をレーダーにより捕捉することは困難。
3-14	<p>・事後調査 保全措置に関して、ハクチョウ類、オジロワシ、オオワシ、カモメ類を対象に事後調査を行うとされていますが、その方法について記載がなかったため、きちんと示してください。また、事後調査はバードストライクのみを対象にするように読み取れましたが、以上の飛翔状況の調査も加えて実施すべきです。</p>	<p>死骸探索調査（事後調査）結果を踏まえ、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の助言も踏まえながら、環境保全措置を検討・実施していくとともに、ご指摘の飛翔状況調査も必要に応じて検討したいと存じます。</p>
3-15	<p>■累積的影響の評価 準備書から周辺の既設の風力発電施設、および当計画との関係からみた累積的影響について評価していることが読み取れませんでしたので、詳しく示してください。</p>	<p>累積的影響の対象事業については、事業特性、位置等を考慮したうえで検討致しました。検討経緯は本準備書「第 8 章 8.3 既設及び計画中の風力発電所との累積的影響について」に記載したとおり、工事中の「(仮称)樺岡風力発電事業」と一時工事期間が重複する予定となりますが、本事業が重複する工事期間は 1 年のみであること、同期間の「(仮称)樺岡風力発電事業」の工事内容は、ヤード造成や基礎工事など掘削を伴う工事は終了していることから、本事業との累積的影響が生じる可能性は低いと考えられるため、本準備書では累積的影響を扱わないことと致しました。</p>
3-16	<p>■地域協議会の設置と情報の公開 これら影響評価の結果の公開は、地域の利害関係者が参加する開かれた協議会の場で行うべきです。利害関係者が情報を共有し、意見を述べるができる地域協議会を設置すべきです。</p>	<p>本事業は環境影響評価法の対象事業です。調査結果の評価については、法令の審査手続きに従って行っています。なお、事業を進めるにあたっては、近隣住民の方や関係者とコミュニケーションを図りながら進めていく所存です。</p>

日刊新聞紙等における公告

北海道新聞 (令和 2 年 9 月 29 日 (火) 朝刊 27 面)

環境影響評価準備書の縦覧・説明会について(公告)
 環境影響評価法に基づき(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書(以下、準備書)の縦覧及び説明会について、以下のとおり公表します。

◆事業者の名称 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
 代表者 代表取締役社長 稲角秀幸
 所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

◆準備書の縦覧
 縦覧場所…稚内市役所環境水道部環境エネルギー課、稚内市宗谷支所、稚内市沼川支所、北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課、稚内市立図書館
 縦覧期間…令和2年9月29日(火)から令和2年10月28日(水)まで
 縦覧時間…縦覧場所の開館時間・開庁時間に準じる
 電子縦覧…(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書
<https://www.eurus-energy.com/assessment/9946/>

◆準備書説明会の開催
 稚内総合文化センター(稚内市中央3丁目) 令和2年10月21日(水) 18時
 宗谷岬町内会館(稚内市宗谷岬8-9) 令和2年10月22日(木) 15時
 *新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、中止とします。
 ご来場前に、当社ホームページをご確認ください。

◆対象事業の概要
 ・対象事業の名称…(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画
 ・対象事業実施区域…北海道稚内市
 ・対象事業の種類…風力発電所設置事業
 ・対象事業の規模…風力発電所出力 57,000kW(4,000kW級×17基)
 ・関係地域…北海道稚内市

◆意見書の提出
 準備書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面による提出することができます。
 提出方法…氏名及び住所、環境の保全の見地からの意見を記載し、次の提出先まで郵送又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函による提出
 提出期間…令和2年9月29日(火)から令和2年11月11日(水)まで
 (当日消印有効)

◆お問い合わせ先及び意見書の提出先
 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
 国内事業企画部(環境アセスメント担当)
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
 ヒュリック神谷町ビル7階
 お問い合わせ時間…土、日、祝日を除く9時15分～12時、13時～17時30分
 電話 03(5433)5337

日刊宗谷 (令和 2 年 9 月 29 日 (火) 朝刊 3 面)

環境影響評価準備書の縦覧・説明会について(公告)
 環境影響評価法に基づき(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書(以下、準備書)の縦覧及び説明会について、以下のとおり公表します。

◆事業者の名称 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
 代表者 代表取締役社長 稲角秀幸
 所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

◆準備書の縦覧
 縦覧場所…稚内市役所環境水道部環境エネルギー課、稚内市沼川支所、北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課、稚内市立図書館
 縦覧期間…令和2年9月29日(火)から令和2年10月28日(水)まで
 縦覧時間…縦覧場所の開館時間・開庁時間に準じる
 電子縦覧…(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書
<https://www.eurus-energy.com/assessment/9946/>

◆準備書説明会の開催
 稚内総合文化センター(稚内市中央3丁目) 令和2年10月21日(水) 18時
 宗谷岬町内会館(稚内市宗谷岬8-9) 令和2年10月22日(木) 15時
 *新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、中止とします。
 ご来場前に、当社ホームページをご確認ください。

◆対象事業の概要
 ・対象事業の名称…(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画
 ・対象事業実施区域…北海道稚内市
 ・対象事業の種類…風力発電所設置事業
 ・対象事業の規模…風力発電所出力 57,000kW(4,000kW級×17基)
 ・関係地域…北海道稚内市

◆意見書の提出
 準備書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面による提出することができます。
 提出方法…氏名及び住所、環境の保全の見地からの意見を記載し、次の提出先まで郵送又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函による提出
 提出期間…令和2年9月29日(火)から令和2年11月11日(水)まで
 (当日消印有効)

◆お問い合わせ先及び意見書の提出先
 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
 国内事業企画部(環境アセスメント担当)
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
 ヒュリック神谷町ビル7階
 電話…03(5433)5337
 お問い合わせ時間…土、日、祝日を除く9時15分～12時、13時～17時30分

(株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

2020.09.30 更新

(仮称) 宗谷岬風力発電事業 更新計画

TOP / 環境影響評価 / (仮称) 宗谷岬風力発電事業 更新計画

令和2年9月29日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

当社は、令和2年9月29日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称) 宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届けるとともに、北海道知事及び稚内市長に送付しました。準備書及び要約書を、環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。

一 計画概要

対象事業の名称	(仮称) 宗谷岬風力発電事業 更新計画
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 57,000kW (定格出力4,000kW級風力発電機を17基設置)
対象事業実施区域	北海道稚内市

一 縦覧について

縦覧の場所	稚内市役所 環境水道部環境エネルギー課、宗谷支所、沼川支所 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 稚内市図書館
縦覧期間	令和2年9月29日(火)から令和2年10月28日(水)まで
縦覧時間	開庁・開館時間に準じます
電子縦覧	下記にて電子縦覧を実施いたします。 (https://www.eurus-energy.com/assessment/9946/)

— 意見書の提出について

提出方法	環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期間	令和2年9月29日（火）から令和2年11月11日（水）まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式	（仮称）宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書に対する意見書の提出について

（仮称）宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書に対する意見書

 [140 KB]

— 住民説明会の開催について

- ・ 稚内総合文化センター（稚内市中央3丁目）
令和2年10月21日（水）18時～
 - ・ 宗谷岬町内会館（稚内市宗谷岬8-9）
令和2年10月22日（木）15時～
- * 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、中止とします。
ご来場前に、当社ホームページをご確認ください。

— お問い合わせ

住所	株式会社ユーラスエナジーホールディングス 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階
担当	国内事業企画部（環境アセスメント担当）
電話番号	03-5404-5337
お問い合わせ時間	土、日、祝日を除く9:15～12:00、13:00～17:30

(稚内市 ウェブサイト)

現在のページ [稚内市役所](#) > [環境都市わっかない](#) > [環境保全・省エネルギー](#) > 「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画」の環境影響評価準備書の縦覧について

環境保全・省エネルギー

「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画」の環境影響評価準備書の縦覧について

[稚内市一般廃棄物処理基本計画\(案\)に係るパブリックコメントの実施について](#)

[稚内市廃棄物減量等推進審議会について](#)

[パブリックコメントの募集及びその回答について](#)

[～人と地球にやさしいエコだより4～](#)

[「稚内市環境審議会」委員の募集について\(募集終了\)](#)

[～人と地球にやさしいエコだより3～](#)

[～人と地球にやさしいエコだより2～](#)

[～人と地球にやさしいエコだより1～](#)

[第2次稚内市環境基本計画](#)

[「道の駅わっかない」電気自動車用急速充電器について](#)

[稚内市環境審議会について](#)

[稚内市 廃棄物減量等推進員制度](#)

[「環境家計簿」を付けてみませんか](#)

[「エネルギー」のはなし\(子ども向けページ\)](#)

[資源物集団回収奨励金制度](#)

[稚内環境づくり会議](#)

「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画」の環境影響評価準備書の縦覧について

環境影響評価法に基づき、「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画」の環境影響評価準備書の縦覧について、以下のとおりお知らせします。

1. 事業者の名称

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役社長 稲角 秀幸

2. 縦覧場所

稚内市役所環境水道部環境エネルギー課
宗谷支所
沼川支所
稚内市立図書館

3. 縦覧期間・縦覧時間

令和2年9月29日(火)から令和2年10月28日(水)まで(土・日・祝祭日を除く)
午前9時から午後5時まで

4. 縦覧方法

縦覧場所にて、環境影響評価準備書、要約書、意見書箱、意見用紙、筆記用具、お知らせ用紙及び閲覧用紙を設置いたします。

5. 住民説明会

・稚内総合文化センター(稚内市中央3丁目)
日時:令和2年10月21日(水)18時～
・宗谷岬町内会館(稚内市宗谷岬8-9)
日時:令和2年10月22日(木)15時～
※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、中止とします。
ご来場前に、(株)ユーラスエナジーホールディングスのホームページをご確認ください。

6. インターネット公表

<https://www.curus-energy.com/assessment/9946/>

7. 連絡先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階
部署:国内事業企画部(環境アセスメント担当)
電話番号:03-5404-5337

[ページの先頭へ戻る](#)

ご意見記入用紙

「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

- 意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 7 階
株式会社ユーラスエナジーホールディングス 国内事業企画部
(環境アセスメント担当)宛
- 意見書の提出期限 令和 2 年 11 月 11 日(水) [当日消印有効]

意見書

令和 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
準備書についての環境の 保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含 めて記載してください。〕	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使いください。